

# 平成29年度 市区町村事業支援補助金要領

## 1. 補助費設置の目的

日本全国には、我々の祖先から受け継がれてきた独自の文化・民俗芸能が多数あります。これらは一度途絶えてしまうと、復活させることが大変困難であることから、次世代へ保存・継承していくことが極めて重要となります。

このような点をふまえ、私たち全民連は、大切な民俗芸能を後世に引き継ぐために、40年以上もの間、市町村では唯一の連盟として保存振興に努めて参りました。

本補助事業は、連盟に加盟している市区町村のうち、積極的に民俗芸能の保存活動又は、民俗芸能を活用した地域の活性化事業を実施している自治体や自治体の所管する団体に対して、ささやかではありますが、補助金を通じて奨励していくことを目的としております。

## 2. 対象事業

民俗芸能の保存活動のうち、次世代への継承や民俗芸能が継続できる事業活動。

## 3. 申請者資格

(1) 全民連加盟の市区町村

(2) 全民連加盟の市区町村所管の民俗芸能・民俗文化財の団体又は保存会

1 市区町村あたりの申請は、1年度につき1件までとなりますので、事前に市区町村内で調整し決定してください。(2)の場合は自治体からの推薦が必要です。

## 4. 対象期間

平成29年4月から平成30年3月までに実施するもの。

## 5. 事業対象にならないもの

民俗芸能の保存継承に関わらない事業、および営利を目的とする事業、営利に結びついている事業。

## 6. 補助金額

1 市区町村又は1団体 30,000円。

平成29年度予算では、5市区町村（又は団体）を予定しています。5市区町村（又は団体）に満たなかった場合は、次年度への繰越金に充当します。

国や県等の補助金や財団等の補助金等を受けていても申請は可能ですが、国や県等の補助金や財団等補助金が減額になる可能性がありますので、申請される際は国や県等にご確認ください。

## 7. 応募方法

**申請書受付期間** 平成29年9月30日から29年12月1日まで

申請書式はHPからダウンロードし、必要書類を作成し、期日までに事務局まで郵送してください。※記入スペースが足りない場合は、枠を調整するか、別途記入（自由書式）したものを添付してください。

## 8. 補助金の決定

事務局が選定し、1月中旬までに回答します。

## 9. 報告の義務

補助が決定した市区町村（又は団体）は、事業終了後、実施報告書を2週間以内に郵送してください。事務局で確認した後、補助金を指定の口座に入金します。

本支援補助金を活用された事業については、先進事例として全民連だより、またはホームページで発信させていただきます。

## 10. 書類送付先・問合せ

173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1

板橋区役所教育委員会生涯学習課文化財係（全民連事務局）まで

メール ky-bunkazai@city.itabashi.tokyo.jp

電話 03-3579-2636

## 補足説明Q & A

1. Q 「2. 対象事業」とは具体的にどんな事業ですか。

A 「小学校での民俗芸能を用いた出前授業」「クラブ活動の講師」「次世代に向けた体験学習等の保存伝承事業」「民俗芸能を活用した講座」など、民俗芸能の認知を広げ、継承者を育成することが主な目的になっていること。もしくは、後継者育成の気運を高めることが目的なもので、いずれも営利を目的としない事業になります。

2. Q 「3. 申請者資格 (2) 全民連加盟の市区町村所管の民俗芸能・民俗文化財の団体又は保存会」とありますが、どんな団体が対象ですか？

A 「2. 対象事業」を自主的に行っている民俗芸能保存会及び団体。若しくは「2. 対象事業」を主宰し、民俗芸能保存会・団体等に事業を委託し、事業を行っている団体等です。